

第58回 定時株主総会 招集ご通知

平成27年4月1日～平成28年3月31日

日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時

場 所 名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル 16階ホール
（会場が前回と異なっておりますので、末尾
の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださ
いますようお願い申し上げます。）

決議事項

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	取締役8名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件

アイホン株式会社

証券コード：6718

当社の経営理念

われわれの合言葉

自分の仕事に責任を持って
他人に迷惑をかけるな

「われわれの合言葉」は、社会人・産業人としてのあるべき人間像を示し、これを鏡として一人ひとりが自らを律していこうとする思いを表しています。

わが社の指針

- 一、われらは常に和の精神に生き、共存共栄をめざす。
- 二、われらは互いに助け合い、信頼しあう人格をつくる。
- 三、われらは知識をみがき経験をつみ、技術の向上をはかる。
- 四、われらは創意を以ってよき製品をうみ、社会に奉仕する。
- 五、われらは健康明朗なる社風をつくり、会社の繁栄、社員の生活向上を期す。

目次

■ 第58回定時株主総会招集ご通知……………	P.1
■ 事業報告……………	P.2
■ 連結計算書類……………	P.30
■ 計算書類……………	P.41
■ 監査報告書……………	P.52
■ 株主総会参考書類……………	P.56

証券コード6718
平成28年6月7日

株 主 各 位

名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル10階
アイホン株式会社
代表取締役社長 市 川 周 作

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル 16階ホール

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）

3. 目 的 事 項
報 告 事 項

1. 第58期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.aiphone.co.jp/>）に掲載させていただきます。

また、当日は株主総会を当社役員及び係員が、ノーネクタイのクールビズスタイルにて開催させていただく予定です。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席いただきますようお願い申しあげます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策の効果を背景に、企業収益の回復や雇用情勢の改善に伴い個人消費が持ち直すなど緩やかな景気回復基調にあるものの、世界経済の減速懸念や円高の進行による企業業績への影響など、景気の先行きは不透明な状況となりました。

当社グループを取り巻く環境につきましては、国内市場におきまして、インターホン設備等の更新需要は緩やかながら増加傾向となりました。海外市場におきましては、米国では業務市場を中心に引き続きセキュリティニーズが高く、好調に推移いたしました。

このような状況の中で、当社グループはお客様のニーズに応えるべく、引き続き新製品の開発と積極的な営業活動を展開して業績の向上に努めてまいりました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高426億7千万円（前連結会計年度比2.7%増）、営業利益30億4千5百万円（同2.5%増）、経常利益34億2千9百万円（同13.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益32億9千9百万円（同67.1%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

また、当連結会計年度より、報告セグメントの名称を従来の「米国」から「北米」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

( i ) 日本セグメント

国内の住宅市場につきましては、戸建及び集合住宅におきまして当社の納入時期にあたる住宅着工戸数が前期を若干下回る状況であったことと、他社との競争に厳しさが増したことにより販売は減少いたしました。

集合住宅につきましては、既設物件のリニューアルにおきまして継続的な提案活動を行ってきたことにより受注が順調に推移するとともに、小規模マンションやアパート市場のニーズに対応したシステムの販売が好調に推移いたしました。この結果、集合リニューアル売上が新築の戸建及び集合住宅の減少分をカバーし、住宅市場全体の売上は増加いたしました。

ケア市場につきましては、新築におきまして看護師の方々のニーズを具現化し操作性や拡張性等を兼ね備えた新型ナースコールシステム「Vi-nurse（ビーナース）」を、基幹病院を中心に積極的な営業活動を行ってまいりました。また、高齢者施設につきましては物件の追跡受注活動を行ってまいりましたが、病院及び高齢者施設共に着工件数の減少等により販売は減少いたしました。一方、リニューアルにおきましては新型ナースコールシステム「Vi-nurse」を中心としたリニューアル提案活動を病院や高齢者施設に対して積極的に行ってきたことにより、その機能性等を高く評価いただき、販売は増加いたしました。しかしながら、ケア市場全体といたしましては、新築での減少幅が大きく売上は減少いたしました。

これらの結果、売上高は384億6千5百万円（前連結会計年度比1.3%増）、営業利益は22億3千2百万円（同7.6%減）となりました。

( ii ) 北米セグメント

アメリカの販売子会社であるアイホンコーポレーションにつきましては、学校でのセキュリティニーズが高い水準で継続するとともに、業務市場での積極的なリニューアル提案活動が功を奏し、それらの市場でのIPネットワーク対応インターホンシステムを中心とした販売が増加いたしました。また、集合住宅向けシステムにつきましても、マサチューセッツ州のインターホン設備等に関する規制に伴いセキュリティニーズが高まったことなどにより、東海岸地区での販売が好調に推移いたしました。

これらの結果、現地通貨ベースにおける売上高は増加いたしました。また、円換算した売上高は66億1千1百万円（前連結会計年度比14.8%増）、営業利益は1億2千7百万円（同18.4%減）となりました。

(iii) 欧州セグメント

フランスの販売子会社であるアイホン S.A.S.につきましては、低調な推移が続く欧州経済の中、発売以来高い評価を得ている戸建住宅向けテレビドアホンの販売が、積極的な営業活動により昨年から引き続き好調に推移するとともに、学校・幼稚園等への積極的な指名化活動により業務市場向けにおきましても販売が増加いたしました。また、集合住宅向けシステムにつきましては、主要販売国であるフランスの集合住宅の着工戸数が前年に比べプラスに転じるとともに、業務市場への納入もあり販売は増加いたしました。

イギリスの販売子会社であるアイホン UK につきましては、集合住宅市場及び業務市場向けの販売が好調に推移いたしました。

これらの結果、現地通貨ベースにおける売上高は増加いたしました。また、円換算した売上高は36億4千万円（前連結会計年度比7.0%増）、営業利益は8千3百万円（同20.3%減）となりました。

(iv) その他

セグメントに含まれない販売子会社につきましては、オーストラリアの販売子会社であるアイホン P T Y につきましては、積極的な物件受注活動により集合住宅向けシステムの大型物件の受注が好調に推移し、販売は増加いたしました。

シンガポールの販売子会社であるアイホン P T E. につきましては、集合住宅向けシステムにおきまして新築物件数の減少やリニューアル物件における他社との競争が激しさを増したことから販売は減少いたしましたが、業務市場向けにテレビドアホンの販売が好調に推移し増加いたしました。

中国の販売子会社である愛峰（上海）貿易有限公司につきましては、業務市場におきましてテレビドアホンの販売は増加いたしましたが、集合住宅市場につきましては他社との競争が激しさを増すとともに、高齢者住宅市場におきましては工期の遅延もあり、販売は減少いたしました。

これらの結果、セグメントに含まれない販売子会社におきましては、売上高は10億9千9百万円（前連結会計年度比45.3%増）、営業損失は5百万円（前連結会計年度は営業損失1千4百万円）となりました。

(v) タイセグメント

生産子会社であるアイホンコミュニケーションズ（タイランド）は、当社グループ向けに製品等を生産・出荷しております。当連結会計年度におきましては、売上高は77億5千7百万円（前連結会計年度比3.4%減）、営業利益2億4千6百万円（同48.4%減）となりました。

(vi) ベトナムセグメント

生産子会社であるアイホンコミュニケーションズ（ベトナム）は、当社グループ向けに製品等を生産・出荷しております。第2の海外生産拠点として平成23年11月から稼動を開始し、生産高が徐々に増加してきたことにより営業利益は黒字に転じました。これらの結果、売上高は20億5千4百万円（前連結会計年度比105.7%増）、営業利益は9千2百万円（前連結会計年度は営業損失7千2百万円）となりました。

市場別の販売状況（連結）は次のとおりであります。

|                               | 売上高（百万円） | 構成比（％） |
|-------------------------------|----------|--------|
| 住 宅 市 場 合 計                   | 22,301   | 52.3   |
| （ 戸 建 住 宅 市 場 ）               | 5,166    | 12.1   |
| （ 集 合 住 宅 市 場 ）               | 17,135   | 40.2   |
| ケ      ア      市      場        | 5,559    | 13.0   |
| 海      外      市      場        | 12,268   | 28.7   |
| そ      の      他      市      場 | 2,540    | 6.0    |
| 合                      計      | 42,670   | 100.0  |

② 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は10億5千1百万円で、主として日本及びタイ並びにベトナムでの生産に伴う金型や生産設備の更新等への投資であります。

設備投資の所要資金は全額自己資金で充当しております。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

| 区 分 \ 期 別               | 第 55 期<br>(平成25年 3 月期) | 第 56 期<br>(平成26年 3 月期) | 第 57 期<br>(平成27年 3 月期) | 第 58 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年 3 月期) |
|-------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高                   | 36,884                 | 42,505                 | 41,551                 | 42,670                              |
| 経 常 利 益                 | 2,366                  | 3,623                  | 3,014                  | 3,429                               |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 1,397                  | 2,050                  | 1,974                  | 3,299                               |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益  | 74円38銭                 | 110円36銭                | 115円83銭                | 202円26銭                             |
| 総 資 産                   | 48,766                 | 51,213                 | 49,381                 | 52,198                              |
| 純 資 産                   | 40,568                 | 42,124                 | 41,970                 | 43,544                              |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額    | 2,113円55銭              | 2,220円24銭              | 2,498円70銭              | 2,590円37銭                           |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

| 区 分 \ 期 別              | 第 55 期<br>(平成25年 3 月期) | 第 56 期<br>(平成26年 3 月期) | 第 57 期<br>(平成27年 3 月期) | 第 58 期<br>(当事業年度)<br>(平成28年 3 月期) |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高                  | 34,597                 | 39,007                 | 37,990                 | 38,465                            |
| 経 常 利 益                | 2,798                  | 3,748                  | 2,589                  | 2,415                             |
| 当 期 純 利 益              | 1,999                  | 2,353                  | 1,798                  | 2,312                             |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 | 106円38銭                | 126円67銭                | 105円47銭                | 141円74銭                           |
| 総 資 産                  | 43,450                 | 45,937                 | 42,864                 | 45,492                            |
| 純 資 産                  | 35,986                 | 38,009                 | 36,339                 | 38,152                            |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額   | 1,922円18銭              | 2,052円20銭              | 2,227円70銭              | 2,338円93銭                         |

- (注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                      | 所 在 地           | 資 本 金                      | 議 決 権 比 | 主 要 な 事 業 内 容                           |
|----------------------------|-----------------|----------------------------|---------|-----------------------------------------|
| アイホンコーポレーション               | アメリカ<br>ワシントン州  | 82,500<br>米ドル              | 59.0%   | 当社の電気通信機器製品の<br>北米における販売                |
| アイホン S . A . S .           | フランス<br>リッセ     | 7,526,450<br>ユーロ           | 100.0%  | 当社の電気通信機器製品の<br>欧州における販売                |
| アイホン P T Y                 | オーストラリア<br>シドニー | 3,700,000<br>豪ドル           | 100.0%  | 当社の電気通信機器製品の<br>オセアニアにおける販売             |
| アイホン P T E .               | シンガポール          | 1,300,000<br>シンガポールドル      | 100.0%  | 当社の電気通信機器製品の<br>シンガポール及びマレーシ<br>アにおける販売 |
| 愛 峰 ( 上 海 )<br>貿 易 有 限 公 司 | 中国<br>上海        | 8,800,000<br>人民元           | 100.0%  | 当社の電気通信機器製品の<br>中国における販売                |
| アイホン U K<br>(注) 1          | イギリス<br>ロンドン    | 1,000,000<br>英ポンド          | 100.0%  | 当社の電気通信機器製品の<br>イギリス及びアイルランド<br>における販売  |
| アイホンコミュニケーションズ<br>(タイランド)  | タイ<br>チョンブリ県    | 350,000,000<br>タイバーツ       | 100.0%  | 当社の電気通信機器製品の<br>生産                      |
| アイホンコミュニケーションズ<br>(ベトナム)   | ベトナム<br>ビンズン省   | 18,080,000<br>米ドル<br>(注) 2 | 100.0%  | 当社の電気通信機器製品の<br>生産                      |

(注) 1. アイホンUKは、イギリスにて平成27年5月に設立しております。

2. 増資計画に基づき平成27年10月に2,500,000米ドルの増資をしております。

3. 愛峰香港有限公司につきましては、当社グループ全体の経営効率の向上を目的として、平成26年1月から解散手続きを開始しておりましたが、平成27年1月に清算終了した為、重要な子会社から除外しております。

#### (4) 企業集団が対処すべき課題

当社を取り巻く環境といたしましては、国内市場につきまして住宅着工戸数の大幅な増加は期待できないものと思われます。更に、新築及びリニューアル共に他社との競争がより一層の激しさを増すことが懸念されますが、集合リニューアルにおきましては、今後更新時期を迎える既設物件が増加することから需要の拡大が見込まれます。また、ケア市場につきましても、新築物件の増加は期待できない反面、リニューアル物件におきましては前年度に引き続き設備更新需要が継続するものと思われます。

海外市場につきましては、欧州で続く情勢不安や中国及び新興国における成長スピードの鈍化等が懸念されます。世界全体におきましては、アメリカ経済の不透明感もあり、緩慢な拡大傾向に止まるものと思われます。

このような状況の中、国内の集合住宅市場につきましては、これまで取り組んでまいりました分譲物件を中心としたリニューアル市場の拡大に向けた積極的な受注活動を引き続き進めるとともに、賃貸物件等の小規模マンションへのリニューアル提案活動を強力に推進することにより、更なる売上の拡大を図ってまいります。また、ケア市場におきましては引き続き基幹病院等に対して、付加価値の高い新型ナースコールシステム「Vi-nurse」を中心としたリニューアル提案活動を積極的に行ってまいります。海外市場につきましては、システム商品のより一層の販売拡大を図るため、欧米におきまして自社の営業人員を増強することにより営業体制を強化するとともに、物件受注プロセスの管理体制の強化を図ってまいります。

商品開発におきましては、魅力的な製品を創造するため新商品開発機能の強化を図るとともに、お客様の潜在的なニーズを具現化し競争に勝つため、新商品開発投資をより積極的に行ってまいります。また、生産におきましてはグループ生産体制の強化を図るため、生産性向上への取り組みを進めるとともに、利益体質の強化に向けコストダウンへの取り組みを積極的に行ってまいります。

当社では平成28年度から3カ年に亘る第6次中期経営計画を開始いたしました。中期方針として「競争優位性を生み出す社内基盤を構築し、顧客価値の拡大に繋げ目標を達成する」を掲げ、お客様から求められる価値を未来に亘って提供し続ける企業を目指し、社内基盤の構築を図ってまいります。

(5) **主要な事業内容**（平成28年3月31日現在）

- ① 通信機器、音響機器、電子応用機器並びに各種電気機器の製造、据付工事、請負、修理、売買及び輸出入
- ② 情報通信、情報処理及び情報提供のサービス並びにインターネットの接続仲介業
- ③ コンピューターシステム機器及びソフトウェアの設計、開発並びに販売
- ④ 前各号に附帯する一切の業務

上記の主な製品群は、戸建住宅向けシステム、集合住宅向けシステム、医療・福祉施設向けシステム、オフィス・工場向けシステムであります。

(6) **主要な事業所及び工場**（平成28年3月31日現在）

① 当社

本 社 名古屋市中区

支 店

| 名 称   | 所 在 地   | 名 称    | 所 在 地  |
|-------|---------|--------|--------|
| 札幌支店  | 札幌市東区   | 名古屋支店  | 名古屋市中区 |
| 東北支店  | 仙台市宮城野区 | 大阪支店   | 大阪市中央区 |
| 北関東支店 | さいたま市北区 | 中・四国支店 | 広島市西区  |
| 東京支店  | 東京都文京区  | 九州支店   | 福岡市博多区 |
| 横浜支店  | 横浜市戸塚区  |        |        |

## 営業所

| 名 称         | 所 在 地   | 名 称         | 所 在 地    |
|-------------|---------|-------------|----------|
| 盛 岡 営 業 所   | 岩手県盛岡市  | 千 葉 営 業 所   | 千葉市花見川区  |
| 郡 山 営 業 所   | 福島県郡山市  | 金 沢 営 業 所   | 石川県金沢市   |
| 宇 都 宮 営 業 所 | 栃木県宇都宮市 | 静 岡 営 業 所   | 静岡市葵区    |
| 群 馬 営 業 所   | 群馬県高崎市  | 京 都 営 業 所   | 京都市伏見区   |
| 新 潟 営 業 所   | 新潟市中央区  | 神 戸 営 業 所   | 神戸市兵庫区   |
| 長 野 営 業 所   | 長野県長野市  | 岡 山 営 業 所   | 岡山市北区    |
| 東 京 東 営 業 所 | 東京都足立区  | 高 松 営 業 所   | 香川県高松市   |
| 東 京 南 営 業 所 | 東京都世田谷区 | 北 九 州 営 業 所 | 北九州市小倉南区 |
| 多 摩 営 業 所   | 東京都立川市  | 鹿 児 島 営 業 所 | 鹿児島県鹿児島市 |

## 開発拠点

| 名 称         | 所 在 地   |
|-------------|---------|
| 開 発 セ ン タ ー | 名古屋市熱田区 |

## 生産拠点

| 名 称     | 所 在 地  |
|---------|--------|
| 豊 田 工 場 | 愛知県豊田市 |

## ② 重要な子会社

重要な子会社につきましては「(3)重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載した所在地のとおりであります。

(7) **使用人の状況**（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------|-----------------------|
| 1,797名  | 131名増                 |

（注）1．使用人数は就業人員であります。

2．上記以外の臨時の使用人数は151名（期中平均）であります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------------|---------|-------------|
| 997名    | 28名増              | 37.6歳   | 13.2年       |

（注）1．使用人数は就業人員であります。

2．上記以外の出向者数は28名であります。

3．上記以外の臨時の使用人数は151名（期中平均）であります。

(8) **主要な借入先の状況**（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 80,000,000株  
 ②発行済株式の総数 18,220,000株  
 ③株主数 2,408名  
 ④大株主（上位10名）

| 株主名                       | 持株数（千株） | 持株比率（％） |
|---------------------------|---------|---------|
| イチカワ株式会社                  | 2,250   | 13.79   |
| アイホン従業員持株会                | 798     | 4.89    |
| 株式会社みずほ銀行                 | 726     | 4.45    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）   | 711     | 4.36    |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社             | 607     | 3.72    |
| 市川周作                      | 545     | 3.34    |
| 日本生命保険相互会社                | 490     | 3.00    |
| 第一生命保険株式会社                | 480     | 2.94    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 417     | 2.56    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行             | 404     | 2.48    |

- （注） 1. 当社は自己株式1,908,080株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。  
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 2. 平成27年8月10日付の自己株式の消却に伴い、発行済株式の総数は2,454,128株減少しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 地 位    | 氏 名  | 担 当                     |
|--------|------|-------------------------|
| ※取締役社長 | 市川周作 |                         |
| 常務取締役  | 寺尾浩典 | 経営企画室長、国内営業本部担当、商品企画室担当 |
| 取締役    | 平児敦夫 | 技術本部長                   |
| 取締役    | 和田健  | 管理本部長兼経理部長兼総務部長         |
| 取締役    | 加藤淳夫 | 生産本部長、品質保証部担当、コールセンター担当 |
| 取締役    | 入谷正章 |                         |
| 常勤監査役  | 高橋昭二 |                         |
| 監査役    | 立岡亘  |                         |
| 監査役    | 石田喜樹 |                         |
| 監査役    | 加藤正樹 |                         |

(注) 1. ※印は、代表取締役であります。

- 平成27年6月26日開催の第57回定時株主総会において、新たに加藤淳夫氏が取締役に選任され就任いたしました。また、加藤正樹氏が監査役に選任され就任いたしました。
- 平成27年6月26日開催の第57回定時株主総会の終結の時をもって、常勤監査役梶田良貴氏及び監査役坂浦正輝氏は任期満了により退任いたしました。
- 取締役入谷正章氏は、社外取締役であります。
- 監査役立岡 亘氏及び監査役石田喜樹氏並びに監査役加藤正樹氏は、社外監査役であります。
- 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
  - 取締役社長市川周作氏は、アイホンコーポレーションの取締役、アイホンS.A.S.の取締役、アイホンPTYの取締役、アイホンPTE.の取締役、愛峰（上海）貿易有限公司の取締役、アイホンUKの取締役、アイホンコミュニケーションズ（タイランド）の取締役、アイホンコミュニケーションズ（ベトナム）の取締役会長を兼務しております。
  - 常務取締役寺尾浩典氏は、愛峰（上海）貿易有限公司の監査役を兼務しております。
  - 取締役加藤淳夫氏は、アイホンコミュニケーションズ（タイランド）の取締役、アイホンコミュニケーションズ（ベトナム）の取締役を兼務しております。

- ・取締役入谷正章氏は、弁護士、入谷法律事務所の代表、住友理工株式会社の社外取締役、株式会社中央製作所の社外監査役、東陽倉庫株式会社の社外監査役、愛知県公安委員会委員を兼務しております。
  - ・監査役立岡 亘氏は、弁護士、弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所の代表社員、医療法人衆済会の常務理事、医療法人清慈会の理事を兼務しております。
  - ・監査役石田喜樹氏は、弁理士、石田国際特許事務所の代表、株式会社イシックスの代表取締役社長、テクノサーチ株式会社の社外取締役、豊証券株式会社の社外監査役を兼務しております。
  - ・監査役加藤正樹氏は、公認会計士、株式会社木曽路の社外監査役を兼務しております。
7. 監査役加藤正樹氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は取締役入谷正章氏及び監査役立岡 亘氏並びに監査役加藤正樹氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
9. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当の異動は次のとおりであります。

| 氏 名     | 異動前                          | 異動後                                             | 異動年月日     |
|---------|------------------------------|-------------------------------------------------|-----------|
| 寺 尾 浩 典 | 常務取締役経営企画室長、国内営業本部担当、商品企画室担当 | 常務取締役経営企画室長、国内営業本部担当、技術本部担当、経理部担当、総務部担当、商品企画室担当 | 平成28年4月1日 |
| 和 田 健   | 取締役管理本部長、経理部長、総務部長           | 取締役経営企画室副室長                                     | 平成28年4月1日 |
| ※平児敦夫   | 取締役技術本部長                     | 取締役                                             | 平成28年4月1日 |

※取締役平児敦夫氏は、平成28年4月1日付にてアイホンコミュニケーションズ（春日井）の社長に就任いたしております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員     | 報 酬 等 の 額         |
|--------------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(1名)  | 147百万円<br>(6百万円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 6名<br>(4名)  | 23百万円<br>(8百万円)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 12名<br>(5名) | 171百万円<br>(14百万円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末の取締役の人数は6名、監査役の人数は4名であります。上記の監査役の人数と相違しておりますのは、平成27年6月26日付で退任した監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでいるためであります。
3. 取締役の報酬については、定款及び取締役会規程の定めに基づき、業績目標の達成及び企業価値向上への貢献並びに経済情勢等を勘案して決定しております。なお、その総額については平成9年6月27日開催の第39回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分を含めない）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の第39回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

## ③ 社外役員に関する事項

取締役 入谷正章

- (i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

入谷法律事務所の代表である弁護士であり、住友理工株式会社の社外取締役、株式会社中央製作所の社外監査役、東陽倉庫株式会社の社外監査役及び愛知県公安委員会委員を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- (ii) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者ではない役員との親族関係

該当事項はありません。

- (iii) 当事業年度における主な活動状況

取締役会に12回中12回出席し、弁護士としての専門的見地に加え、他社社外役員としての豊富な経験と高い見識から、必要な発言を適宜行っております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役入谷正章氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

監査役 立岡 亘

(i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所の代表社員である弁護士であります。当社は弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所との間に顧問契約があります。

医療法人衆済会の常務理事及び医療法人清慈会の理事を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(ii) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者ではない役員との親族関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

取締役会に12回中11回、監査役会に11回中10回出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会においては社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役立岡 亘氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

監査役 石田喜樹

( i ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

石田国際特許事務所の代表である弁理士であります。当社は石田国際特許事務所との間に国内外の知的財産に関する委託業務の取引があります。

株式会社イシックス代表取締役社長であります。当社は株式会社イシックスとの間に海外の知的財産に関する委託業務の取引があります。

テクノサーチ株式会社の社外取締役及び豊証券株式会社の社外監査役を兼務しております。当社はテクノサーチ株式会社及び豊証券株式会社との間には特別の関係はありません。

( ii ) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者ではない役員との親族関係

該当事項はありません。

( iii ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会に12回中10回、監査役会に11回中9回出席し、弁理士としての経験に加え、自ら会社経営も行っており高度な見識と広汎な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会においては社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

( iv ) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役石田喜樹氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

監査役 加藤正樹

( i ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社木曽路の社外監査役を兼務しております。なお、株式会社ナ・デックスの社外監査役を兼務していましたが、平成27年7月28日付で退任いたしております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- (ii) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者ではない役員との親族関係

該当事項はありません。

- (iii) 当事業年度における主な活動状況

平成27年6月26日付の就任以降、当事業年度に開催された取締役会8回中7回、監査役会に8回中7回出席し、公認会計士の有資格者としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会においては社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

- (iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役加藤正樹氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

##### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 29百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社につきましては、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュトーマツリミテッド (Deloitte Touche Tohmatsu LLC.) のメンバーファームによる監査を受けております。

##### ③ 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年5月1日開催の取締役会において、当社及び子会社から成る企業集団（以下、「企業集団」といいます。）の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」といいます。）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の内容は次のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人（以下、「役職員」といいます。）並びに子会社の取締役等（会社法施行規則第100条第1項第5項イに定める「取締役等」をいいます。以下同じ。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (i) 経営理念に基づいた「アイホン行動規範」、「コンプライアンス規程」及び「行動規準に関する規程」を、当社の役職員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。
  - (ii) 当社は、前項の徹底を図るため、リスク管理委員会を中心に当社の役職員への啓蒙や教育、社内体制の不具合の検証・整備を行う。
  - (iii) 当社の監査室は各部門・部署のコンプライアンスの状況を定期的に監査し、その結果を当社の代表取締役へ報告するとともに、コンプライアンスに関する問題点等があった場合にはリスク管理委員会においても報告する。
  - (iv) 法令上疑義のある行為等について、当社の役職員及び子会社の取締役等がコンプライアンス規程に定めるリスク管理担当責任者に対して直接情報提供を行う体制を整え、運営する。
  - (v) 子会社においては、経営理念に基づいた「アイホン行動規範」を取締役等及び使用人が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。また、当社は、これに関連するリスクを認識し、子会社の取締役等及び使用人への啓蒙や教育を図る。なお、職務執行の状況については当社の監査室または内部監査人が定期的に監査し、その結果を当社及び監査対象となった子会社の代表取締役及び関係者に報告する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書の保管及び秘密に関する規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」といいます。）に記録し保存する。

当社の取締役及び監査役は必要がある場合は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業集団全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」に基づき、企業集団全体のリスクあるいは各部門・部署において発生が予想される特有なリスクを検出、把握し、当該リスクに対する予防、発生時の対応についてマニュアル等を作成、整備するとともに、リスク管理委員会においてその有効性等について協議を行い、必要に応じて当社取締役会に報告を行う。

当社取締役会は当該報告の是非の検討、追加措置等の有無等を判断し、指示命令を与え逐次監視する。

また、重大なる緊急事態が発生した場合は、職制上のルート等を通じ、当社のリスク管理担当責任者に報告されるとともに、必要に応じ当社の代表取締役をはじめとする取締役会に報告され、速やかで適切な対応をとることとする。

④ 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次に定める事項を用いて、当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行の効率性を確保する。

- ・当社取締役会における中期経営計画の策定。中期経営計画に基づく年度計画の策定・展開
- ・当社における取締役・監査役を構成員とする経営会議等の会議体の設置
- ・当社における職務権限・意思決定基準等に係る規程の策定
- ・当社における経営会議及び取締役会による年度計画の進捗状況の確認
- ・子会社においては、職務執行に関わる権限規程を定めるとともに、月度報告及びグループ会議等による年度計画の進捗状況の確認及び報告

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) 当社の取締役・各子会社の社長は、各部門または各社の業務執行の適正を確保する体制の確立と運用の権限と責任を有する。
- (ii) 当社に關係会社管理室を設置し、各子会社との内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役は、監査室及び関係会社管理室所属の使用人に対し監査業務に必要な事項について協力を要請することができるものとし、監査役から監査業務に必要な要請を受けた使用人は、その要請に関して専ら監査役の指揮命令に従わなければならない、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないこととする。

- ⑦ 当社の役職員及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者（以下、「役職員等」といいます。）が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(i) 当社の取締役は常勤監査役を通じて、監査役会において次に定める事項を報告することとする。

- ・経営会議で決議された事項
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・内部監査、リスク管理において重要な事項
- ・重大な法令・定款違反
- ・内部通報に関する事項
- ・その他、コンプライアンスに関連し重要な事項

(ii) 当社の使用人は前項に関連する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができることとする。

(iii) 子会社の役職員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととする。

(iv) 子会社の役職員等は、次の事項を発見した場合は、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告することとする。

- ・子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・内部監査、リスク管理において重要な事項
- ・重大な法令・定款違反
- ・内部通報に関する事項
- ・その他、コンプライアンスに関連し重要な事項

(v) 当社は上記 (i) 乃至 (iv) の報告に伴い報告者が不利な扱いを受けない体制を確保し、その体制を当社の役職員及び子会社の役職員等に周知徹底する。

⑧ 当社の監査役の職務執行に伴い生じる費用または債務の処理に係る方針に関する体制

- (i) 当社の監査役が職務執行に伴い必要とする費用またはその職務執行に伴い生じる債務については、監査職務の円滑な執行を図るため、その処理において当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、取締役等の制約を受けないこととする。
- (ii) 当社の監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は、速やかに当該費用または債務を処理することとする。
- (iii) 当社の監査役会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、担当部署において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することとする。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の取締役は、当社の監査役からの取締役または使用人への個別ヒアリングの機会の確保、独自に専門家を雇用する機会の確保、独自に調査する機会の確保を保障することとする。

⑩ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (i) 子会社の取締役等は、当社に対して取締役会議事録の写しの提出及びグループ会議による年度計画の進捗状況の報告、その他重要な事項を報告することとする。
- (ii) 子会社の取締役等は、当社に対して月度報告による業績結果、業績見込み、人事、総務、市場情報等その他重要な事項について報告することとする。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるおそれのある反社会的勢力及び団体に対しては、警察、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携を取りつつ、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用においては、法令及び社内ルールを遵守し、社会倫理に従って行動することを定めた「行動規範」を国内の各事業所に掲示するとともに、海外子会社に対しても現地従業員へ啓蒙を図るため5カ国語に翻訳し展開することにより、その浸透に努めております。

企業集団全体のリスク管理においては、担当取締役及び監査役が出席の下、リスク管理委員会を毎月開催し、各部門・部署におけるリスク及びその対応策について報告及び確認並びに指示等を行っており、企業集団全体のリスク低減に努めております。なお、リスク管理委員会の内容については、必要に応じて、取締役会及び監査役会に報告される体制としております。

取締役は、取締役会及び経営会議において年度計画の進捗状況の確認を行うとともに、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の決定及び業務執行に関する事項の報告を行うことにより、迅速かつ効率的な業務を行っております。また、各子会社の状況については、年度計画に基づく活動状況を担当取締役及び関係部門が毎月子会社からの報告を受け確認を行っており、必要に応じて取締役会及び経営会議に報告を行っております。

内部監査の実施については、国内の各事業所においては監査室が年間の内部監査計画に基づき、職務の遂行にあたり遵守すべき諸規程の遵守状況について監査を行っております。また、海外子会社においては、内部監査規程に基づく内部監査人が、監査を実施しております。なお、内部監査時に確認された内容については、監査室から担当取締役を通じて改善を求めるとともに、常勤監査役にも報告を行っております。

当社の監査役への報告としては、取締役会及び経営会議等の会議体を通じて、適宜報告がされています。また、報告体制の整備については、内部通報窓口として監査役への通報窓口をコンプライアンス規程にて定めるとともに、子会社の規程においても、当社監査役への通報ルールを定め、周知を図っております。また、外部通報窓口として2カ所の弁護士事務所に窓口を設け、通報窓口としての実効性の確保に努めております。

反社会的勢力の排除については、行動規範に当社の姿勢を示し事業所内での掲示を行うことにより、社内での浸透を継続的に図っております。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

当事業年度末日における会社の支配に関する基本方針の内容は以下のとおりです。

### ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定（以下、「方針決定」といいます。）を支配する者の在り方については、原則として、株主の皆様が当社株式を自由な判断に基づいて取引された結果として決定されるものであると考えております。そして、当社は、上場企業として、多様な投資家の皆様に株主となっていただくことにより、様々なご意見が方針決定に反映されることが望ましいと考えております。

もっとも、昨今のわが国の資本市場においては、取締役会等会社経営陣の事前の承認を得ることなく大量に株式を買付けようとする事例が存在することも否定できません。その中には、ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、関係者に十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、企業価値及び株主共同の利益にとって望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社企業価値及び株主共同の利益に照らして望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様の様々なご意見を方針決定に反映させようとするにあたって望ましくないものと考えております。

以上をもって、基本方針といたします。

### ② 基本方針に関する取り組み

#### (i) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、以下のような取り組みが、ひいては当社企業価値及び株主共同の利益を向上させ、多様な投資家の皆様からの当社への投資につながり、結果的に、基本方針の実現に資すると考えており、かかる考えの下でこれら取り組みを実施しております。

- ・当社は、平成25年4月から3カ年に及ぶ第5次中期経営計画を策定するにあたり、“輝け アイホン ～真の輝きを求めて～”を掲げ、その目指すべき方向として「近年低下している収益性を改善するとともに、高いシェアを誇る企業集団にし、株主の皆様や社員など全てのステークホルダーにとって、魅力あるブランドカンパニーとする」ことを念頭に中期経営計画の達成に向けた取り組みを推進しております。

- ・当社は、日本国内においては、電材商社、家電商社、通信工事業者等を直接の販売先としておりますが、さらに直接の販売先ではないハウスメーカー、デベロッパー、設計事務所等に対しても、全国に営業担当者を配置してきめ細かい提案活動を行い、これにより、インターホンの普及及びその市場の拡大に努めております。
- ・当社が取り扱う通信機器は、お客様の様々なニーズに対応するため、専門性を活かし、標準品だけでも約1,500種類を取り揃え、標準品では対応できないお客様に対してはオーダーメイドによる受注生産品をお届けしております。
- ・当社は世界約70カ国に製品を輸出しており、特に、重点市場であるアメリカ及びヨーロッパ並びにオセアニアやシンガポール、中国においては、現地の販売子会社を通じて積極的な販売活動を行っております。
- ・生産現場においては、タイ、ベトナムを含めグループ一体となって、生産性の向上とコストダウンに努めております。
- ・製品のアフターサービスについても、アフターサービスはメーカーが果たすべき責任であるという考えの下、アイホンテクノショップと称するサービス代行店を国内に約120店配置し、お客様のご不便を最小限にとどめるよう努めております。
- ・当社は、電機メーカー、住宅設備メーカー、情報サービス会社などとの共同開発にも積極的に取り組んでおります。こうした共同開発において、当社が様々な企業からアライアンスの打診を頂けるのも、当社が特定の資本系列に属していないことが、その一因であると考えております。インターホン機器は、かかるアライアンスを通じて情報通信機器としての機能をも備え、このことが製品サービスと地位の向上につながっております。

(ii) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

取締役会は、基本方針に照らし不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、当社株式の大規模な買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は平成19年6月28日開催の第49回定時株主総会において当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を導入することを承認いただきました。

③ 当社の取り組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

(i) ②(i)の取り組みについて

②(i)で記載した取り組みは、いずれも、究極的にはステークホルダー全体の利益を実現することを目的とした施策であり、当社企業価値の向上及び株主共同の利益の確保を図るためのものであります。したがって、多様な投資家の皆様に株主となっただき、そのご意見を方針決定に反映させるという当社の基本方針に沿うものであります。

また、これらの取り組みは、当社の会社役員の地位の維持につながるものではありません。

(ii) ②(ii)の取り組みについて

本対応方針は、定時株主総会にお諮りし、株主の皆様の承認を条件として効力を発生するものですが、本対応方針の内容については、以下のような点から、基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ・当社が導入いたしました本対応方針の内容は、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供及び大規模買付行為の是非を判断する時間を確保することを求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様の適切な判断を可能とするものであります。したがって、株主共同の利益を害するものではなく、基本方針に沿う内容となっております。
- ・本対応方針の内容は、対抗措置が発動される場合を、大規模買付者が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合や、当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定するものです。このように、対抗措置の発動は当社企業価値及び株主共同の利益に適うか否かという観点から決定することとしておりますので、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的としないものとしております。
- ・本対応方針の内容として、独立性の高い社外者を構成員とした独立委員会を設置し、対抗措置の発動を取締役会が判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、取締役会において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。このように、対抗措置を発動できる場合か否かの判断について、取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みを備える内容としており、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないといえます。

なお、平成28年5月24日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第58回定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了となる「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を更新しないことを決議する予定であります。

※ 2 頁から28頁に記載の事業報告につきましては、平成28年5月10日付の監査役会にて監査を受けております。なお、平成28年5月24日開催の取締役会において、28頁に記載のとおり「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を更新しないことを決議いたしております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                      |               |
|------------------------|---------------|------------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                          | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>37,163</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>6,703</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 14,816        | 電 子 記 録 債 務                  | 555           |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金      | 9,839         | 買 掛 金                        | 1,505         |
| 電 子 記 録 債 権            | 817           | リ ー ス 債 務                    | 31            |
| 有 価 証 券                | 2,606         | 未 払 法 人 税 等                  | 229           |
| 製 品                    | 3,573         | 製 品 保 証 引 当 金                | 213           |
| 仕 掛 品                  | 1,665         | そ の 他                        | 4,167         |
| 原 材 料                  | 2,692         | <b>固 定 負 債</b>               | <b>1,950</b>  |
| 繰 延 税 金 資 産            | 722           | リ ー ス 債 務                    | 44            |
| そ の 他                  | 486           | 繰 延 税 金 負 債                  | 0             |
| 貸 倒 引 当 金              | △57           | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債      | 118           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>15,035</b> | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 341           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>5,310</b>  | そ の 他                        | 1,446         |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 1,912         | <b>負 債 合 計</b>               | <b>8,654</b>  |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 503           | <b>純 資 産 の 部</b>             |               |
| 工 具 器 具 備 品            | 819           | <b>株 主 資 本</b>               | <b>40,795</b> |
| 土 地                    | 1,962         | 資 本 金                        | 5,388         |
| リ ー ス 資 産              | 72            | 資 本 剰 余 金                    | 5,383         |
| 建 設 仮 勘 定              | 41            | 利 益 剰 余 金                    | 33,294        |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>19</b>     | 自 己 株 式                      | △3,271        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>9,705</b>  | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>1,458</b>  |
| 投 資 有 価 証 券            | 7,696         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 1,770         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 227           | 土 地 再 評 価 差 額 金              | △437          |
| そ の 他                  | 1,787         | 為 替 換 算 調 整 勘 定              | 584           |
| 貸 倒 引 当 金              | △5            | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | △459          |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>52,198</b> | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | <b>1,290</b>  |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>43,544</b> |
|                        |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>         | <b>52,198</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成27年 4 月 1 日から)  
(平成28年 3 月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目             | 金 額 |        |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高             |     | 42,670 |
| 売上原価            |     | 23,770 |
| 売上総利益           |     | 18,900 |
| 販売費及び一般管理費      |     | 15,854 |
| 営業利益            |     | 3,045  |
| 営業外収益           |     |        |
| 受取利息            | 38  |        |
| 受取配当金           | 94  |        |
| 寮・社宅家賃収入        | 35  |        |
| 為替差益            | 227 |        |
| 受託開発収入          | 5   |        |
| その他の            | 262 | 664    |
| 営業外費用           |     |        |
| 支払利息            | 5   |        |
| 売上割引            | 210 |        |
| その他             | 64  | 280    |
| 経常利益            |     | 3,429  |
| 特別利益            |     |        |
| 固定資産売却益         | 748 | 748    |
| 特別損失            |     |        |
| 固定資産売却損         | 0   |        |
| 固定資産除却損         | 6   | 6      |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 4,170  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 620 |        |
| 法人税等調整額         | 79  | 700    |
| 当期純利益           |     | 3,470  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |     | 171    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 3,299  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年 4 月 1 日から  
平成28年 3 月31日まで)

(単位 百万円)

|                                          | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|------------------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                                | 5,388   | 5,383     | 34,692    | △7,477  | 37,986      |
| 当 期 変 動 額                                |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                              |         |           | △489      |         | △489        |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る<br>当 期 純 利 益         |         |           | 3,299     |         | 3,299       |
| 自 己 株 式 の 取 得                            |         |           |           | △1      | △1          |
| 自 己 株 式 の 消 却                            |         |           | △4,207    | 4,207   | —           |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                            | —       | —         | △1,397    | 4,206   | 2,808       |
| 当 期 末 残 高                                | 5,388   | 5,383     | 33,294    | △3,271  | 40,795      |

|                                          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |             |             |             |             |             | 非 支 配 株 主 純 合 計 | 資 産 計 |             |             |             |             |             |             |             |             |
|------------------------------------------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                                          | そ<br>有<br>評           | の<br>価<br>差 | 他<br>証<br>額 | 土<br>再<br>金 | 地<br>価<br>評 | 為<br>替<br>調 |                 |       | 換<br>勘<br>定 | 退<br>に<br>整 | 職<br>係<br>累 | 給<br>る<br>計 | 付<br>調<br>額 | そ<br>包<br>累 | の<br>括<br>計 | 他<br>利<br>額 |
| 当 期 首 残 高                                |                       |             | 1,785       |             | △443        |             | 1,577           |       |             | △146        |             |             | 2,773       |             | 1,209       | 41,970      |
| 当 期 変 動 額                                |                       |             |             |             |             |             |                 |       |             |             |             |             |             |             |             |             |
| 剰 余 金 の 配 当                              |                       |             |             |             |             |             |                 |       |             |             |             |             |             |             |             | △489        |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する<br>当 期 純 利 益          |                       |             |             |             |             |             |                 |       |             |             |             |             |             |             |             | 3,299       |
| 自 己 株 式 の 取 得                            |                       |             |             |             |             |             |                 |       |             |             |             |             |             |             |             | △1          |
| 自 己 株 式 の 消 却                            |                       |             |             |             |             |             |                 |       |             |             |             |             |             |             |             | —           |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |                       |             | △14         |             | 6           |             | △993            |       |             | △312        |             | △1,314      |             | 80          |             | △1,234      |
| 当 期 変 動 額 合 計                            |                       |             | △14         |             | 6           |             | △993            |       |             | △312        |             | △1,314      |             | 80          |             | 1,574       |
| 当 期 末 残 高                                |                       |             | 1,770       |             | △437        |             | 584             |       |             | △459        |             | 1,458       |             | 1,290       |             | 43,544      |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社（8社）

アイホンコーポレーション、アイホンS.A.S.、アイホンPTY、アイホンPTE.、愛峰（上海）貿易有限公司、アイホンUK、アイホンコミュニケーションズ（タイランド）、アイホンコミュニケーションズ（ベトナム）

アイホンUKについては、当連結会計年度において新たに設立し、連結の範囲に含めております。

##### 非連結子会社

アイホンコミュニケーションズ株式会社、GEGA ELECTRONIQUE

上記非連結子会社はいずれも小規模会社であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（アイホンコミュニケーションズ株式会社、GEGA ELECTRONIQUE）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、愛峰（上海）貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法

なお、債券のうち「取得価額」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

(ロ) デリバティブ……………時価法

(ハ) たな卸資産

製品・仕掛品・原材料……………主として先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

補助材料……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）については、当社では定率法、連結子会社では主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

工具器具備品 2～20年

リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

当社は、金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 製品保証引当金

当社は、製品の無償修理費用に備えるため、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………通貨オプション

ヘッジ対象……………外貨建予定取引（輸入債務、輸出債権）

(ハ) ヘッジ方針

主に当社の「外貨建リスクヘッジ管理規程」に基づき、為替相場動向等を勘案の上、外貨建輸入債務及び外貨建輸出債権に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引については、取引条件の予測可能性及び実行可能性に基づき、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(イ) 退職給付に係る会計処理の方法

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

iii 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(ロ) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,589百万円

(2) 受取手形裏書譲渡高 35百万円

### (3) 土地の再評価

当社は土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

② 再評価を行った年月日……………平成14年3月31日

③ 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……△294百万円

なお、再評価後の帳簿価額のうち67百万円は、投資その他の資産の「その他」に含まれております。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 発行済株式 |              |              |              |             |
| 普通株式  | 20,674,128株  | －            | 2,454,128株   | 18,220,000株 |
| 合 計   | 20,674,128株  | －            | 2,454,128株   | 18,220,000株 |
| 自己株式  |              |              |              |             |
| 普通株式  | 4,361,586株   | 622株         | 2,454,128株   | 1,908,080株  |
| 合 計   | 4,361,586株   | 622株         | 2,454,128株   | 1,908,080株  |

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 発行済株式総数の減少及び普通株式の自己株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

| 決 議                           | 株式の種類   | 配 当 金 額 | 1 株 当 たり 配 当 額 | 基 準 日          | 効 力 発 生 日      |
|-------------------------------|---------|---------|----------------|----------------|----------------|
| 平成27年 6 月 26 日<br>定 時 株 主 総 会 | 普 通 株 式 | 244百万円  | 15円            | 平成27年 3 月 31 日 | 平成27年 6 月 29 日 |
| 平成27年 11 月 2 日<br>取 締 役 会     | 普 通 株 式 | 244百万円  | 15円            | 平成27年 9 月 30 日 | 平成27年 12 月 4 日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当金の効力発生日が当連結会計年度後となるもの  
平成28年 6 月 29 日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

| 株 式 の 種 類 | 配 当 金 の 総 額 | 配 当 の 原 資 | 1 株 当 たり 配 当 額 | 基 準 日          | 効 力 発 生 日      |
|-----------|-------------|-----------|----------------|----------------|----------------|
| 普 通 株 式   | 244百万円      | 利 益 剰 余 金 | 15円            | 平成28年 3 月 31 日 | 平成28年 6 月 30 日 |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等及び安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については自己資本の充実を図り無借金経営を行う方針であります。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクに関しては、当社グループの社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券の株式は業務上の関係を有する企業の株式であり、これらに係る市場価格の変動リスクに関しては、定期的に把握された時価が取締役会等に報告されております。また、債券に係るデフォルトリスクを回避するため格付けを考慮して分散を図るとともに、金利変動リスクを回避するため5年を超える長期の投資は行わず、ラダー型運用による利率の平準化を行っております。

デリバティブは、外貨建取引の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位 百万円）

| 区 分                       | 連 結 貸 借 対 照 表<br>計 上 額 | 時 価    | 差 額 |
|---------------------------|------------------------|--------|-----|
| ① 現金及び預金                  | 14,816                 | 14,816 | —   |
| ② 受取手形及び売掛金               | 9,839                  | 9,839  | —   |
| ③ 電子記録債権                  | 817                    | 817    | —   |
| ④ 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券 | 9,433                  | 9,433  | —   |
| 資 産 計                     | 34,906                 | 34,906 | —   |
| ① 電子記録債務                  | 555                    | 555    | —   |
| ② 買掛金                     | 1,505                  | 1,505  | —   |
| ③ 未払法人税等                  | 229                    | 229    | —   |
| 負 債 計                     | 2,290                  | 2,290  | —   |
| デリバティブ取引 *                | —                      | —      | —   |

\*当連結会計年度末において、取引残高はありません。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

## 負債

### ①電子記録債務、②買掛金、③未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価額に基づいて算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位 百万円)

| 区 分   | 連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 |
|-------|---------------------|
| 非上場株式 | 869                 |

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④ 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,590円37銭

(2) 1株当たり当期純利益 202円26銭

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 資 産 の 部         |     | 金 額           | 負 債 の 部        |     | 金 額           |
|-----------------|-----|---------------|----------------|-----|---------------|
| 科 目             | 科 目 |               | 科 目            | 科 目 |               |
| <b>流動資産</b>     |     | <b>28,204</b> | <b>流動負債</b>    |     | <b>5,721</b>  |
| 現金及び預金          |     | 9,981         | 電子記録債権         |     | 555           |
| 受取手形            |     | 1,665         | 買掛金            |     | 1,482         |
| 電子記録債権          |     | 817           | リース債権          |     | 31            |
| 売掛金             |     | 7,107         | 未払金            |     | 1,675         |
| 有価証券            |     | 2,606         | 未払消費税          |     | 1,497         |
| 仕掛品             |     | 2,470         | 前払消費税          |     | 51            |
| 原材料             |     | 633           | 受取金            |     | 146           |
| 前払費用            |     | 2,169         | 製品保証引当金        |     | 43            |
| 繰延税金資産          |     | 134           | 繰延税金負債         |     | 210           |
| 繰延税金負債          |     | 453           | 繰延税金負債         |     | 26            |
| 貸倒引当金           |     | 169           | 繰延税金負債         |     | 11            |
|                 |     | △4            | 繰延税金負債         |     | 118           |
| <b>固定資産</b>     |     | <b>17,288</b> | 繰延税金負債         |     | 1,292         |
| <b>有形固定資産</b>   |     | <b>3,058</b>  | 繰延税金負債         |     | 152           |
| 建物              |     | 859           | <b>負債合計</b>    |     | <b>7,340</b>  |
| 構築物             |     | 16            | <b>純資産の部</b>   |     |               |
| 機械及び装置          |     | 113           | <b>株主資本</b>    |     | <b>36,818</b> |
| 車両運搬具           |     | 23            | 資本金            |     | 5,388         |
| 工具器具備品          |     | 322           | 資本剰余金          |     | 5,383         |
| 土地              |     | 1,653         | 資本準備金          |     | 5,383         |
| リース資産           |     | 70            | 利益剰余金          |     | 29,318        |
| <b>無形固定資産</b>   |     | <b>0</b>      | 利益準備金          |     | 379           |
| <b>投資その他の資産</b> |     | <b>14,229</b> | その他の利益剰余金      |     | 28,938        |
| 投資有価証券          |     | 6,865         | 圧縮記帳準備金        |     | 10            |
| 関係会社株式          |     | 5,270         | 研究開発積立金        |     | 2,680         |
| 破産更生債権等         |     | 4             | 配当積立金          |     | 1,340         |
| 長期前払費用          |     | 17            | 別途積立金          |     | 13,400        |
| 前払年金費用          |     | 393           | 繰越利益剰余金        |     | 11,507        |
| 敷金及び保証金         |     | 368           | <b>自己株式</b>    |     | <b>△3,271</b> |
| 長期預金            |     | 800           | 評価・換算差額等       |     | 1,333         |
| 繰延税金負債          |     | 514           | その他有価証券評価差額金   |     | 1,770         |
| 貸倒引当金           |     | △5            | 土地再評価差額金       |     | △437          |
| <b>資産合計</b>     |     | <b>45,492</b> | <b>純資産合計</b>   |     | <b>38,152</b> |
|                 |     |               | <b>負債純資産合計</b> |     | <b>45,492</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年 4 月 1 日から)  
(平成28年 3 月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目          | 金 額 |        |
|--------------|-----|--------|
| 売上高          |     | 38,465 |
| 売上原価         |     | 23,761 |
| 売上総利益        |     | 14,704 |
| 販売費及び一般管理費   |     | 12,471 |
| 営業利益         |     | 2,232  |
| 営業外収益        |     |        |
| 受取利息         | 4   |        |
| 有価証券利息       | 20  |        |
| 受取配当金        | 203 |        |
| 為替差益         | 30  |        |
| 寮・社宅家賃収入     | 35  |        |
| 受取ロイヤリティ     | 103 |        |
| 受託開発収入       | 5   |        |
| その他の営業外費用    | 29  | 432    |
| 支払利息         | 3   |        |
| 売上引割         | 209 |        |
| 受託開発費用       | 4   |        |
| その他の営業外費用    | 32  | 250    |
| 経常利益         |     | 2,415  |
| 特別利益         |     |        |
| 固定資産売却益      | 237 | 237    |
| 特別損失         |     |        |
| 固定資産除却損      | 6   |        |
| 子会社株式評価損     | 40  | 47     |
| 税引前当期純利益     |     | 2,606  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 247 |        |
| 法人税等調整額      | 47  | 294    |
| 当期純利益        |     | 2,312  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年 4 月 1 日から)  
(平成28年 3 月31日まで)

(単位 百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |           |                 |             |       |        |             |             |        |            |
|-------------------------|---------|-------|-----------|-----------------|-------------|-------|--------|-------------|-------------|--------|------------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利 益 剰 余 金 |                 |             |       |        |             |             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|                         |         | 資本準備金 | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 |             |       |        |             | 利益剰余金<br>合計 |        |            |
|                         |         |       |           | 圧縮記帳<br>準備金     | 研究開発<br>積立金 | 配当積立金 | 別途積立金  | 繰越利益<br>剰余金 |             |        |            |
| 当 期 首 残 高               | 5,388   | 5,383 | 379       | 11              | 2,580       | 1,290 | 13,100 | 14,342      | 31,703      | △7,477 | 34,997     |
| 当 期 変 動 額               |         |       |           |                 |             |       |        |             |             |        |            |
| 研究開発積立金の積立              |         |       |           |                 | 100         |       |        | △100        | —           |        | —          |
| 配当積立金の積立                |         |       |           |                 |             | 50    |        | △50         | —           |        | —          |
| 別途積立金の積立                |         |       |           |                 |             |       | 300    | △300        | —           |        | —          |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |       |           |                 |             |       |        | △489        | △489        |        | △489       |
| 当 期 純 利 益               |         |       |           |                 |             |       |        | 2,312       | 2,312       |        | 2,312      |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |       |           |                 |             |       |        |             | —           | △1     | △1         |
| 自 己 株 式 の 消 却           |         |       |           |                 |             |       |        | △4,207      | △4,207      | 4,207  | —          |
| 圧縮記帳準備金の取崩              |         |       |           | △0              |             |       |        | 0           | —           |        | —          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |       |           |                 |             |       |        |             |             |        |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —     | —         | △0              | 100         | 50    | 300    | △2,834      | △2,384      | 4,206  | 1,821      |
| 当 期 末 残 高               | 5,388   | 5,383 | 379       | 10              | 2,680       | 1,340 | 13,400 | 11,507      | 29,318      | △3,271 | 36,818     |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位 百万円)

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |          |                | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|----------|----------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 1,785            | △443     | 1,342          | 36,339    |
| 当 期 変 動 額               |                  |          |                |           |
| 研究開発積立金の積立              |                  |          |                | —         |
| 配当積立金の積立                |                  |          |                | —         |
| 別途積立金の積立                |                  |          |                | —         |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |          |                | △489      |
| 当 期 純 利 益               |                  |          |                | 2,312     |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  |          |                | △1        |
| 自 己 株 式 の 消 却           |                  |          |                | —         |
| 圧縮記帳準備金の取崩              |                  |          |                | —         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △14              | 6        | △8             | △8        |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △14              | 6        | △8             | 1,812     |
| 当 期 末 残 高               | 1,770            | △437     | 1,333          | 38,152    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

子会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

・時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法

なお、債券のうち「取得価額」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

#### ② デリバティブ……………時価法

#### ③ たな卸資産

製品・仕掛品・原材料……………先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

補助材料……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

……………定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………3～50年

工具器具備品……………2～20年

#### ② リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案して必要と認められる金額を計上しております。

#### ③ 製品保証引当金

製品の無償修理費用に備えるため、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

#### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

### (4) ヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………通貨オプション

ヘッジ対象……………外貨建予定取引（輸入債務、輸出債権）

#### ③ ヘッジ方針

主に当社の「外貨建リスクヘッジ管理規程」に基づき、為替相場動向等を勘案の上、外貨建輸入債務及び外貨建輸出債権に係る為替変動リスクをヘッジしております。

#### ④ ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引については、取引条件の予測可能性及び実行可能性に基づき、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更等

該当事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,346百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 975百万円

短期金銭債務 887百万円

(3) 取締役及び監査役に対する金銭債務

短期金銭債務 6百万円

(4) 受取手形裏書譲渡高 35百万円

(5) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ① 再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

- ② 再評価を行った年月日……………平成14年3月31日

- ③ 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……△294百万円

なお、再評価後の帳簿価額のうち67百万円は、投資その他の資産の「その他」に含まれております。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業取引（売上高）  | 7,114百万円  |
| 営業取引（仕入高等） | 10,409百万円 |
| 営業取引以外の取引  | 109百万円    |

- (2) 研究開発費の総額 2,143百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度 期 首 | 増 | 加    | 減 | 少          | 当 事 業 年 度 末 |
|-----------|---------------|---|------|---|------------|-------------|
| 普 通 株 式   | 4,361,586株    |   | 622株 |   | 2,454,128株 | 1,908,080株  |

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 自己株式の数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| (流動資産)          | (単位 百万円) |
|-----------------|----------|
| 繰延税金資産          |          |
| 貸倒引当金           | 1        |
| たな卸資産評価損        | 8        |
| 未払賞与            | 278      |
| 未払費用            | 54       |
| 未払事業税           | 5        |
| 未払事業所税          | 8        |
| 製品保証引当金         | 64       |
| その他             | 46       |
| 繰延税金資産合計        | 467      |
| 繰延税金負債          |          |
| 圧縮記帳準備金         | △0       |
| その他有価証券評価差額金    | △12      |
| 繰延税金負債合計        | △13      |
| 繰延税金資産の純額       | 453      |
| (固定負債)          |          |
| 繰延税金資産          |          |
| 未払役員退職金         | 42       |
| 貸倒引当金           | 1        |
| 減価償却費           | 898      |
| 投資有価証券評価損       | 62       |
| 会員権評価損          | 21       |
| 土地              | 144      |
| その他             | 51       |
| 繰延税金資産小計        | 1,221    |
| 評価性引当額          | △327     |
| 繰延税金資産合計        | 894      |
| 繰延税金負債          |          |
| 圧縮記帳準備金         | △4       |
| 前払年金費用          | △119     |
| その他有価証券評価差額金    | △752     |
| その他             | △29      |
| 繰延税金負債合計        | △906     |
| 繰延税金負債の純額       | △11      |
| (固定負債)          |          |
| 再評価に係る繰延税金資産    | 215      |
| 評価性引当額          | △215     |
| 再評価に係る繰延税金負債    | △118     |
| 再評価に係る繰延税金負債の純額 | △118     |

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.8%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は8百万円減少し、法人税等調整額が54百万円、その他有価証券評価差額金が39百万円、土地再評価差額金が6百万円、それぞれ増加しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 関連会社等

| 種 類 | 会 社 等 の 名 称               | 所 在 地          | 資 本 金<br>ま 出 資 | 事業の内容<br>または職業 | 議 決 権<br>の 所 有 (被所<br>有) 割 合 | 関連当事者<br>との 関係 | 取引の内容          | 取引金額<br>(百万円) | 科 目            | 期 末 残 高<br>(百万円) |
|-----|---------------------------|----------------|----------------|----------------|------------------------------|----------------|----------------|---------------|----------------|------------------|
| 子会社 | アイホンコミュニケーションズ<br>(タイランド) | タイ<br>チョンブリ県   | 350<br>百万バーツ   | 製 造 業          | 所有<br>直接<br>100.0%           | 当社製品の<br>生産    | 製品・半製<br>品の購入等 | 7,829         | 買 掛 金<br>未 払 金 | 664<br>1         |
| 子会社 | アイホンコミュニケーションズ<br>(ベトナム)  | ベトナム<br>ビンズン省  | 18<br>百万米ドル    | 製 造 業          | 所有<br>直接<br>100.0%           | 当社製品の<br>生産    | 製品・半製<br>品の購入等 | 2,063         | 買 掛 金<br>未 払 金 | 171<br>3         |
| 子会社 | アイホン<br>コーポレーション          | アメリカ<br>ワシントン州 | 0<br>百万米ドル     | 卸 売 業          | 所有<br>直接<br>59.0%            | 当社製品の<br>販売    | 製品の販売等         | 4,216         | 売 掛 金          | 312              |
| 子会社 | アイホンS.A.S.                | フランス<br>リ ッ セ  | 7<br>百万ユーロ     | 卸 売 業          | 所有<br>直接<br>100.0%           | 当社製品の<br>販売    | 製品の販売等         | 2,164         | 売 掛 金          | 557              |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

| 種 類 | 会社等の名称<br>または氏名 | 所在地 | 資本金は<br>または<br>出資金 | 事業の内容<br>または職業 | 議決権の所有<br>(被所有)割合       | 関連当事者<br>との関係   | 取引の内容         | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-----------------|-----|--------------------|----------------|-------------------------|-----------------|---------------|---------------|-----|---------------|
| 役 員 | 石 田 喜 樹         | —   | —                  | 当 社 監 査 役      | 被所有<br>直接0.0%<br>間接0.0% | 特許出願に<br>関する手続等 | 弁理士報酬<br>等の支払 | 23            | 未払金 | 6             |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 弁理士報酬については、一般的な取引条件を考慮しながら、交渉の上で決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,338円93銭
- (2) 1株当たり当期純利益 141円74銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

アイホン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |               |   |
|--------------------|---------------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 服 部 則 夫 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 浅 井 明紀子 | 印 |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイホン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイホン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

アイホン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |               |   |
|--------------------|---------------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 服 部 則 夫 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 浅 井 明紀子 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイホン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、且つ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

アイホン株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 高 | 橋 | 昭 | 二 | 印 |
| 社外監査役 | 立 | 岡 |   | 亘 | 印 |
| 社外監査役 | 石 | 田 | 喜 | 樹 | 印 |
| 社外監査役 | 加 | 藤 | 正 | 樹 | 印 |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策と位置づけており、長期的な視点に立った安定的な配当を継続することに努めるとともに、経営基盤の強化と収益見通しを勘案して、以下のとおり第58期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金15円      総額244,678,800円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月30日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目とその額
  - 研究開発積立金      100,000,000円
  - 配当積立金              50,000,000円
  - 別途積立金            300,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその額
  - 繰越利益剰余金      450,000,000円

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役6名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のために2名を増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|-----------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1         | 市 川 周 作<br>(昭和28年2月9日)   | 昭和50年4月 当社入社<br>昭和60年5月 当社取締役商品企画室長<br>昭和61年2月 当社取締役豊田工場長<br>昭和62年2月 当社取締役営業本部長<br>昭和62年5月 当社代表取締役社長<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>アイホンコーポレーションの取締役<br>アイホンS.A.S.の取締役<br>アイホンP T Yの取締役<br>アイホンP T E.の取締役<br>愛峰（上海）貿易有限公司の取締役<br>アイホンU Kの取締役<br>アイホンコミュニケーションズ(タイランド)の取締役<br>アイホンコミュニケーションズ(ベトナム)の取締役会長                                                                               | 545,122株               |
| 2         | 寺 尾 浩 典<br>(昭和29年10月25日) | 昭和52年4月 当社入社<br>平成21年6月 当社取締役営業本部長、商品企画室担当<br>平成22年4月 当社取締役営業本部長兼集合リニューアル推進部長、商品企画室担当<br>平成23年4月 当社取締役営業本部長、商品企画室担当<br>平成25年5月 当社取締役営業本部長兼市場開発部長、商品企画室担当<br>平成26年4月 当社取締役営業本部長、商品企画室担当<br>平成27年4月 当社取締役経営企画室長、国内営業本部担当、商品企画室担当<br>平成27年5月 当社常務取締役経営企画室長、国内営業本部担当、商品企画室担当<br>平成28年4月 当社常務取締役経営企画室長、国内営業本部担当、技術本部担当、経理部担当、総務部担当、商品企画室担当<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>愛峰（上海）貿易有限公司の監査役 | 9,490株                 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )             | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                             | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|-----------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3         | 和田 健<br>( 昭 和 32 年 2 月 22 日 )  | 昭和54年 4 月 当社入社<br>平成19年 4 月 当社総務部長兼情報システム部長<br>平成21年 4 月 当社執行役員総務部長兼情報システム部長<br>平成22年 4 月 当社総務部長兼情報システム部長<br>平成22年 6 月 当社取締役総務部長兼情報システム部長<br>平成23年 4 月 当社取締役管理本部長兼総務部長<br>平成27年 4 月 当社取締役管理本部長兼総務部長兼経理部長<br>平成28年 4 月 当社取締役経営企画室副室長<br>現在に至る | 8,715株                 |
| 4         | 加藤 淳夫<br>( 昭 和 38 年 10 月 3 日 ) | 昭和61年 4 月 当社入社<br>平成20年 4 月 当社品質保証部長<br>平成20年 6 月 当社執行役員品質保証部長<br>平成22年 4 月 当社品質保証部長<br>平成26年 4 月 当社生産本部長<br>平成27年 6 月 当社取締役生産本部長、品質保証部担当、コールセンター担当<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>アイホンコミュニケーションズ(タイランド)の取締役<br>アイホンコミュニケーションズ(ベトナム)の取締役          | 1,913株                 |
| ※<br>5    | 加藤 康次<br>( 昭 和 37 年 3 月 1 日 )  | 昭和61年 4 月 当社入社<br>平成21年 4 月 当社技術副本部長<br>平成27年 4 月 アイホンコミュニケーションズ(タイランド)社長<br>平成28年 4 月 当社技術本部長兼商品開発部長<br>現在に至る                                                                                                                               | 1,865株                 |
| ※<br>6    | 谷口 尚弘<br>( 昭 和 39 年 7 月 1 日 )  | 昭和63年 4 月 当社入社<br>平成24年 4 月 当社東北支店長<br>平成26年 4 月 当社東日本担当営業副本部長兼東京支店長<br>平成27年 4 月 当社国内営業本部長兼東京支店長<br>平成28年 4 月 当社国内営業本部長兼新規事業開発部長<br>現在に至る                                                                                                   | 1,968株                 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                            | 略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|-----------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 7         | ひ ら こ あ つ お<br>平 児 敦 夫<br>(昭和34年 6 月24日)      | 昭和58年 4 月 当社入社<br>平成18年 4 月 当社生産副本部長兼生産管理部長<br>平成20年 4 月 当社生産本部長<br>平成20年 6 月 当社執行役員生産本部長<br>平成21年 6 月 当社取締役生産本部長、コールセンター担当<br>平成23年 4 月 当社取締役技術本部長、生産本部担当、品質保証部担当、コールセンター担当<br>平成27年 6 月 当社取締役技術本部長<br>平成28年 4 月 当社取締役<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>アイホンコミュニケーションズ(春日井)の社長                                                                                                                               | 7,075株                 |
| 8         | い り た に ま さ あ き<br>入 谷 正 章<br>(昭和25年 1 月 4 日) | 昭和51年 4 月 弁護士登録(入谷法律事務所入所)<br>昭和53年 7 月 株式会社中央製作所社外監査役<br>平成16年 6 月 中部電力株式会社社外監査役<br>平成18年 6 月 東海ゴム工業株式会社(現 住友理工株式会社)社外監査役<br>平成20年 4 月 愛知県弁護士会会長<br>平成20年 4 月 日本弁護士連合会副会長<br>平成21年 4 月 中部弁護士連合会理事長<br>平成23年 6 月 東海ゴム工業株式会社(現 住友理工株式会社)社外取締役<br>平成25年 6 月 当社社外取締役<br>平成27年 6 月 東陽倉庫株式会社社外監査役<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>入谷法律事務所の代表<br>住友理工株式会社の社外取締役<br>株式会社中央製作所の社外監査役<br>東陽倉庫株式会社の社外監査役<br>愛知県公安委員会委員 | 524株                   |

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

3. 取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
  - (1) 市川周作氏、寺尾浩典氏、和田 健氏、加藤淳夫氏及び平兎敦夫氏は、豊富な経験と実績に基づく優れた経営執行能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。
  - (2) 加藤康次氏及び谷口尚弘氏は、豊富な経験と実績に基づき取締役会の意思決定機能及び監督機能の遂行を期待できるため、新たに取締役候補者といたしました。
4. 入谷正章氏は、社外取締役候補者であります。
5. 入谷正章氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を主にコンプライアンス経営に活かしていただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、これまでの社外取締役及び社外監査役としての経験を活かし、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
6. 入谷正章氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
7. 当社は、入谷正章氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、入谷正章氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
9. 所有する当社株式の数には、役員持株会や従業員持株会における持分を含んでおります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役立岡 亘氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

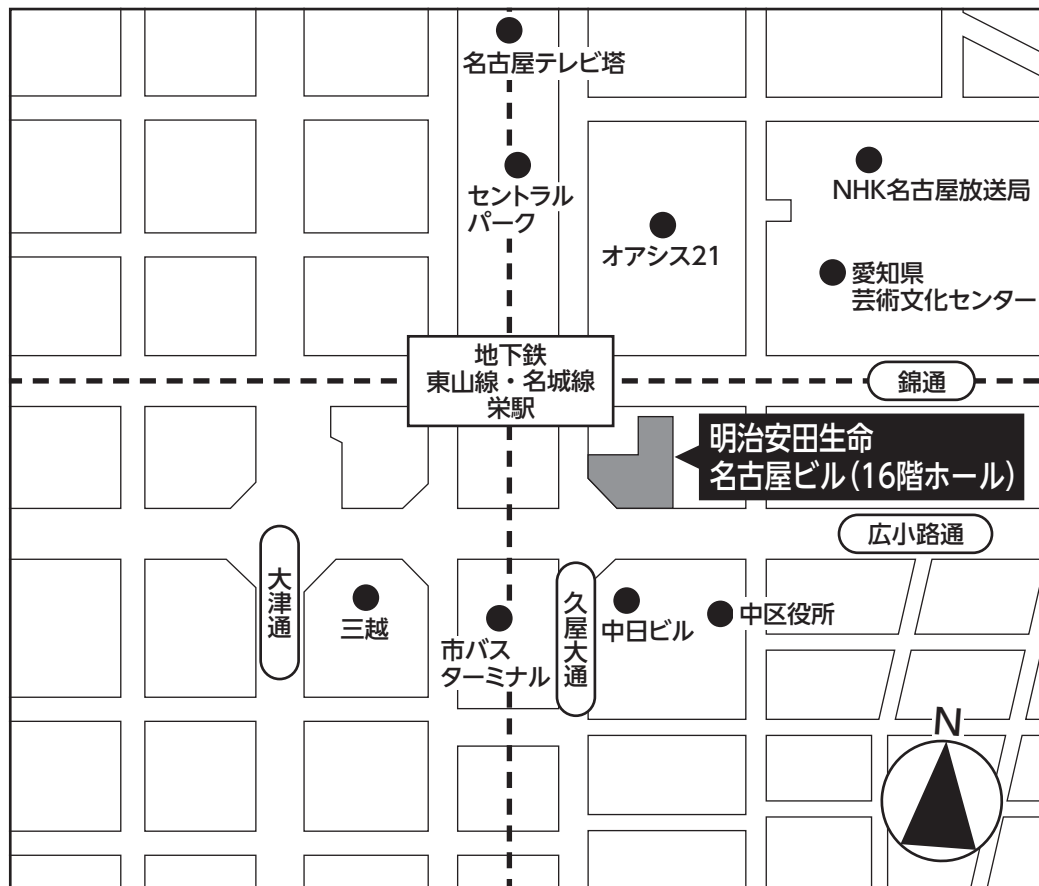
| 氏 名<br>( 生 年 月 日 )              | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| たておか 亘<br>立 岡 亘<br>(昭和21年12月2日) | 昭和50年4月 弁護士登録<br>弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所所属<br>平成16年6月 当社社外監査役<br>平成22年5月 医療法人衆済会常務理事<br>平成23年12月 医療法人清慈会理事<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所の代表社員<br>医療法人衆済会常務理事<br>医療法人清慈会理事 | 6,751株                 |

- (注) 1. 立岡 亘氏は、弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所の代表社員である弁護士であり、同事務所は当社との間に顧問契約があります。
- なお、同氏は医療法人衆済会の常務理事及び医療法人清慈会の理事を兼務しておりますが、当社は医療法人衆済会及び医療法人清慈会との間には特別な利害関係はありません。
2. 立岡 亘氏は社外監査役候補者であります。
3. 立岡 亘氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する高度な見識と広汎な経験を監査に反映していただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、当該見識を有しているため、当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 立岡 亘氏の監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
5. 当社は、立岡 亘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、立岡 亘氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 所有する当社株式の数には、役員持株会における持分を含んでおります。

以 上

## 第58回定時株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市中区新栄町一丁目1番  
明治安田生命名古屋ビル 16階ホール  
電話 (052) 228-8181 (本社代表)  
交通：名古屋市地下鉄 栄駅下車



※当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用ください。  
※会場が前回と異なっておりますのでご注意ください。